

### Ⅲ 患者及び家族が安心できるがん医療提供体制の推進

- 患者がどこで治療・療養していても、安心して、適切な医療を受けられることを目指します。
- がん患者及びその家族が、多職種から構成されるチームにより、診断から治療、その後のフォローを含めた全ての時期において全人的なサポートを行う「トータルケア」の提供が受けられることを目指します。

#### 1 都内のがん医療提供体制<sup>46</sup>の充実

##### (1) 拠点病院等における医療提供体制の充実

###### 現状と課題

- がん医療の提供においては、国及び都が指定する病院が中心的な役割を担っています（指定病院は55ページから57ページまでを参照）。
- 現在、都内では58か所の病院が指定されており、各病院が、専門的ながん医療に携わる医師やその他医療従事者を配置し、手術療法・放射線療法・薬物療法等の組み合わせによる集学的治療の実施、緩和ケアの提供、がんに関する相談支援の実施等の機能を発揮し、都のがん医療水準の向上に努めています。
- その中でも、国の指定する「都道府県がん診療連携拠点病院<sup>47</sup>」は、都全体のがん医療の質の向上やがん医療連携体制の構築について中心的な役割を担っており、「地域がん診療連携拠点病院<sup>48</sup>」（以下、都道府県がん診療連携拠点病院と地域がん診療連携拠点病院とを合わせて「国拠点病院」という。）は、地域の医療連携の推進や人材育成について中心的な役割を担っています。加えて、国拠点病院がない空白の二次保健医療圏を補うため、「地域がん診療病院<sup>49</sup>」を指定しています。その他、都内には国のがん対策の中核的機関として、国立がん研究センター中央病院があります。
- また、都は、都内のがん医療体制の充実を図るため、国拠点病院と同等の診療機能を有する病院を、「東京都がん診療連携拠点病院（以下「都拠点病院」という。）」として指定しています。さらに、がんの部位（肺、胃、大腸、肝、乳及び前立腺）ごとに充実した診療機能を持つ病院を、「東京都がん診療連携協力病院（以下「協力病院」という。）」として指定しています。

46 小児がんに係る医療提供体制等については、第4章Ⅵ「ライフステージに応じたがん対策」1（1）及び（3）に記載

47 「都道府県がん診療連携拠点病院」：集学的治療による専門的ながん医療の提供を行うほか、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築、PDCAサイクルの確保に関し中心的な役割を担う国指定の病院

48 「地域がん診療連携拠点病院」：集学的治療による専門的ながん医療の提供を行うほか、地域のがん診療の連携協力体制の構築を行う国指定の病院

49 「地域がん診療病院」：二次保健医療圏に国拠点病院が存在しない空白の圏域において、国拠点病院とのグループ指定により、緩和ケア、相談支援、地域連携等の基本的がん診療を確保した国指定の病院

- これまでも、国や都は、患者がどこにいても質の高いがん医療を等しく受けられるように、拠点病院等<sup>50</sup>を整備し、がん医療の均てん化<sup>51</sup>を進めてきました。しかし、標準的治療<sup>52</sup>の実施や相談支援の提供など、拠点病院等に求められている取組の中には、病院間で差があることも指摘されています。
- 国は現在、国拠点病院等における質の格差解消のため、診療実績数等を用いた他の医療機関との比較や、第三者による医療機関の評価等の方策を検討しています。都内でも、拠点病院等により構成される「東京都がん診療連携協議会<sup>53</sup>」において、都内のがん診療に係る情報の共有、評価等を行うとともに、診療の質の向上につながる取組の検討を行っています（図37参照）。
- がん医療には、医師、看護師、薬剤師等の様々な職種が携わっており、今後は、個々の患者の状況に応じたチーム医療を提供していくことが求められています。
- また、がん医療の提供には、拠点病院等以外にも地域の病院や診療所等が携わっています。都では、拠点病院等と地域の医療機関との連携を推進するため、平成26（2014）年度及び27（2015）年度に「がん患者在宅移行支援事業」（モデル事業）を実施しました。その中で、各医療機関がその機能を十分発揮し、連携して医療を提供することの重要性が指摘されています。
- 拠点病院等と地域の医療機関との連携のため、都内では、拠点病院等が共通で使用する「地域連携クリティカルパス<sup>54</sup>」を整備しています。しかし、その運用状況は病院によって差があり、発行実績も多くないのが現状です。

### 取組の方向性

#### ① 適切な集学的治療が可能ながん医療提供体制を確保

- 患者が、それぞれの希望する場所で適切な治療や支援が受けられるよう、医療提供体制を充実・強化していきます。そのため、今後も必要な拠点病院等を整備し、適切な集学的治療の提供体制を確保していきます。
- また、より多くの患者に適切な治療を提供するため、都は、人材育成や施設及び機器の整備を支援していきます。

50 「拠点病院等」：都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、東京都がん診療連携拠点病院及び東京都がん診療連携協力病院

51 「均てん化」：がん医療においては、全国どこでもがんの標準的な専門医療を受けられるよう、医療技術などの格差の是正を図ること。

52 「標準的治療」：各学会の診療ガイドラインに準じる治療

53 「東京都がん診療連携協議会」：都のがん医療水準の向上と拠点病院等の連携体制の構築を図るため、都道府県拠点病院を中心に、国拠点病院、地域がん診療病院、都拠点病院及び協力病院等により組織。都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件として、がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針に設置が定められている「都道府県協議会」であり、都では東京都立駒込病院と公益財団法人がん研究会有明病院により設置（以下「東京都がん診療連携協議会（都道府県協議会）」という。）

54 「地域連携クリティカルパス」：がん患者が、拠点病院等で手術等の専門的な治療の後、地域医療機関との連携のために使用するもので、5年又は10年先までの診療の計画を立てるのに使用する手帳。東京都がん診療連携協議会（都道府県協議会）で作成

- 国は、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」<sup>55</sup>について、医療安全、チーム医療、支持療法<sup>56</sup>等に関する見直しを検討しています。都は、その変更等を踏まえ、都拠点病院及び協力病院の指定要件の見直しを行います。

## ② 多職種によるチーム医療を一層推進

- 拠点病院等において、患者及び家族に対し、発症から診断、入院や外来における治療、その後のフォロー等全ての時期において全人的なサポートを行う「トータルケア」の提供を目指し、効果的なチーム医療の実施体制を整備していきます。
- そのため、拠点病院等におけるカンサーボード<sup>57</sup>の実施状況など、チーム医療の実態を把握し、その結果を踏まえ、多職種連携の強化を図っていきます。
- また、東京都がん診療連携協議会（都道府県協議会）において、多職種チームの研修の実施による人材育成を図るとともに、拠点病院等間の事例共有を進めていきます。

## ③ 医療の質の向上及び均てん化を推進

- 拠点病院等における医療の質の向上を図るため、各拠点病院等のPDCAサイクル<sup>58</sup>を用いた病院内の業務改善の取組や、東京都がん診療連携協議会（都道府県協議会）における拠点病院等の相互評価の実施及び人材育成を継続していきます。
- さらに、患者が十分な情報提供を受け、納得して治療を受けられるよう、拠点病院等において、セカンドオピニオン<sup>59</sup>に関する情報が適切に提供される体制の充実を図っていきます。

## ④ 転退院支援の充実

- 患者が安心して拠点病院等から地域に移行できるよう、拠点病院等と地域の病院及び診療所のそれぞれの医療機能や専門性を活かした役割分担、得意分野の情報共有により、円滑な連携を進めていきます。
- また、患者の治療を行う拠点病院等の医師とかかりつけ医との連携が円滑に進むよう、具体策の検討を進めていきます。

55 平成 26 年 1 月 10 日付健発第 0110 第 7 号「がん診療連携拠点病院等の整備について」の別添

56 「支持療法」：62 ページ脚注 66 参照

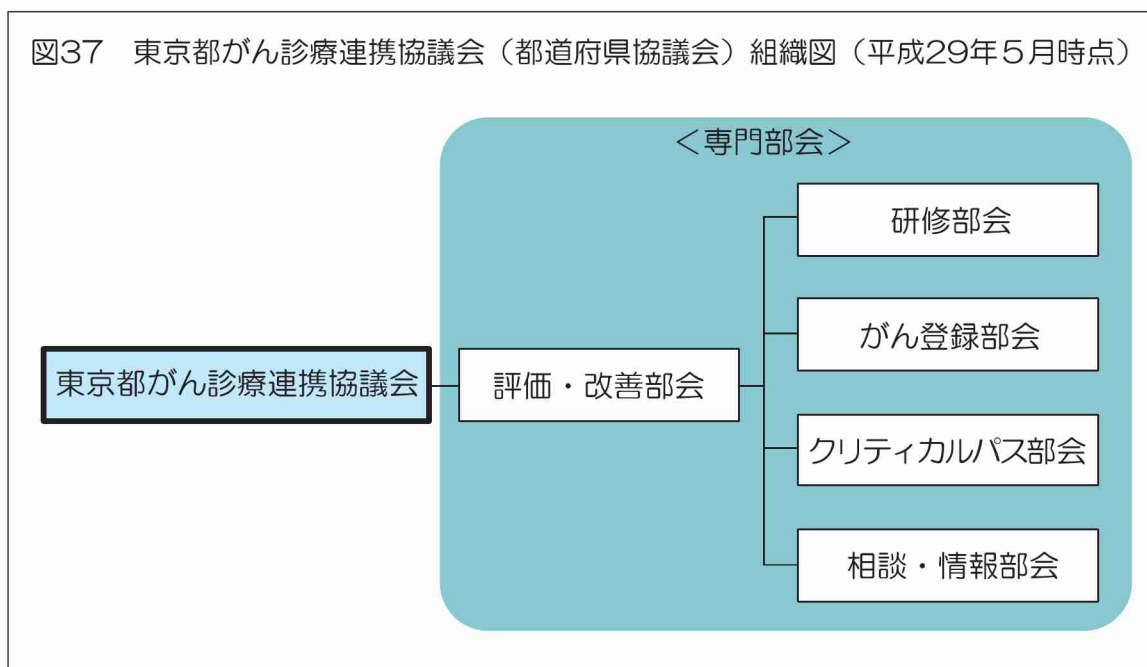
57 「カンサーボード」：手術、放射線診断、放射線治療、薬物療法、病理診断及び緩和ケアに携わる専門的知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等をするためのカンファレンス

58 「PDCA サイクル」：事業活動における生産管理や品質管理等の管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

59 「セカンドオピニオン」：患者が納得のいく治療法を選択することができるよう、治療の進行状況、次の段階の治療選択等について、現在診療を受けている担当医とは別に、違う医療機関の医師に「第 2 の意見」を求めること。

- 拠点病院等の相互連携や拠点病院等と地域の医療機関との連携においては、医療ソーシャルワーカー<sup>60</sup>が重要な役割を果たしています。円滑に地域連携を進めていくため、医療ソーシャルワーカーに対する研修を実施していきます。
- 国は今後、地域連携クリティカルパスのあり方を見直すとしており、都はその検討状況を踏まえ、必要に応じ、東京都がん診療連携協議会（都道府県協議会）で、その運用方法等を検討していきます。

図37 東京都がん診療連携協議会（都道府県協議会）組織図（平成29年5月時点）



<sup>60</sup> 「医療ソーシャルワーカー（Medical Social Worker）」：病院等の保健医療の場において、社会福祉の立場から患者やその家族が抱える経済的、心理的、社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る職種のこと。

表9 都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、東京都がん診療連携拠点病院及び東京都がん診療連携協力病院一覧（平成29年4月1日時点）

■ 都道府県がん診療連携拠点病院（2か所）

医療機関名	
1	東京都立駒込病院
2	公益財団法人がん研究会有明病院

■ 地域がん診療連携拠点病院（25か所）

医療機関名		担当圏域
1	東京慈恵会医科大学附属病院	区中央部
2	国家公務員共済組合連合会虎の門病院	
3	順天堂大学医学部附属順天堂医院	
4	東京大学医学部附属病院	
5	東京医科歯科大学医学部附属病院	
6	日本医科大学付属病院	区東北部
7	聖路加国際病院	区東部
8	東京都立墨東病院	
9	N T T 東日本関東病院	区南部
10	昭和大学病院	
11	東邦大学医療センター大森病院	
12	独立行政法人国立病院機構東京医療センター	区西南部
13	日本赤十字社医療センター	
14	慶應義塾大学病院	区西部
15	国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院	
16	東京医科大学病院	
17	帝京大学医学部附属病院	区西北部
18	日本大学医学部附属板橋病院	
19	青梅市立総合病院	西多摩
20	東京医科大学八王子医療センター	南多摩
21	独立行政法人国立病院機構災害医療センター	北多摩西部
22	武蔵野赤十字病院	北多摩南部
23	杏林大学医学部付属病院	
24	東京都立多摩総合医療センター	
25	公立昭和病院	北多摩北部

■ 地域がん診療病院（1か所）

医療機関名		担当圏域
1	東京女子医科大学東医療センター （グループ指定：東京都立駒込病院）	区東北部

■ 東京都がん診療連携拠点病院（8か所）

医療機関名	
1	社会福祉法人三井記念病院
2	国際医療福祉大学三田病院
3	東京都済生会中央病院
4	独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター
5	順天堂大学医学部附属練馬病院
6	東海大学医学部付属八王子病院
7	日本医科大学多摩永山病院
8	東京慈恵会医科大学附属第三病院

■ 東京都がん診療連携協力病院（22か所）

医療機関名		肺がん	胃がん	大腸がん	肝がん	乳がん	前立腺がん
1	東京通信病院						○
2	公益財団法人ライフ・エクステンション研究所附属 永寿総合病院			○			
3	公益財団法人東京都保健医療公社 東部地域病院		○	○			
4	社会福祉法人仁生社 江戸川病院						○
5	日本私立学校振興・共済事業団 東京臨海病院	○	○	○		○	○
6	株式会社東芝 東芝病院			○	○		
7	大森赤十字病院			○	○		
8	東邦大学医療センター大橋病院		○	○	○		
9	国家公務員共済組合連合会 東京共済病院			○		○	
10	公立学校共済組合 関東中央病院		○	○	○	○	○
11	JR東京総合病院	○		○		○	
12	河北総合病院			○			
13	公益財団法人東京都保健医療公社 豊島病院		○	○			
14	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター		○	○			○
15	医療法人社団明芳会板橋中央総合病院	○		○	○		
16	公益財団法人東京都保健医療公社 多摩南部地域病院			○			○
17	国家公務員共済組合連合会 立川病院	○		○			○
18	医療法人徳洲会 東京西徳洲会病院					○	
19	社会医療法人財団大和会 東大和病院			○			
20	公益財団法人東京都保健医療公社 多摩北部医療センター			○			○
21	公益財団法人結核予防会 複十字病院	○		○		○	
22	独立行政法人国立病院機構 東京病院	○					